

2020年3月

お客様各位

京都信用金庫

「民法改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ②」

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、2020年4月1日より公共債、投資信託のお取引に係る規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2020年4月1日（水）

2. 改定する各種規定等

[改定する規定等一覧](#)の通り

3. おもな改定内容

- ① 手数料、契約期間等に関する条項を削除
- ② 解約等の条項について追加、削除
- ③ 各種規定変更時の周知方法を明文化
- ④ 各規定文中の「当金庫所定の日」等の表現を明確化 等

4. 各種規定等の改定部分新旧対照表

京都信用金庫 保護預り規定（取引残高報告書式）、京都信用金庫 振替決済口座管理規定の改定部分新旧対照表は、以下のとおりです。

他の各種規定等についても以下の内容と同様の改定を行います。

「京都信用金庫 保護預り規定（取引残高報告書式）」 新旧対照表

（網掛部分変更）

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>保護預り規定（取引残高報告書式）</b></p> <p><b>（保護預り証券の範囲）</b></p> <p><b>第1条</b> この保護預りでは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券（以下「<b>国債証券等</b>」）といっています。）をお預りします。</p> <p>① 国債証券 ② 地方債証券 ③ 政府保証債券</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;削除&gt;</b></p> <p>2 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは<b>国債証券等</b>の保護預りをお断りすることがあります。</p> <p>3 この規定に従ってお預りした<b>国債証券等</b>を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p><b>（保護預り証券の保管方法及び保管場所）</b></p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<b>混合</b>して保管（以下「<b>混合保管</b>」）といっています。）できるものとします。</p> <p>② 前号による<b>混合</b>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p><b>（混合保管に関する同意事項）</b></p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により<b>混合</b>保管する<b>国債証券等</b>については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の<b>国債証券等</b>に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>② 新たに<b>国債証券等</b>をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券</p>	<p style="text-align: center;"><b>保護預り規定（取引残高報告書式）</b></p> <p><b>（保護預り証券の範囲）</b></p> <p><b>第1条</b> この保護預りでは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券（以下「<b>国債証券等及び外国国債証券</b>」）といっています。）をお預りします。</p> <p>① 国債証券 ② 地方債証券 ③ 政府保証債券 <b>④ 外国国債証券</b></p> <p>2 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは<b>国債証券等及び外国国債証券</b>の保護預りをお断りすることがあります。</p> <p>3 この規定に従ってお預りした<b>国債証券等及び外国国債証券</b>を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p><b>（保護預り証券の保管方法及び保管場所）</b></p> <p><b>第2条</b> （同左）</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<b>混蔵</b>して保管（以下「<b>混蔵保管</b>」）といっています。）できるものとします。</p> <p>② 前号による<b>混蔵</b>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p><b>（混蔵保管に関する同意事項）</b></p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により<b>混蔵</b>保管する<b>国債証券等及び外国国債証券</b>については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の<b>国債証券等及び外国国債証券</b>に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>② 新たに<b>国債証券等及び外国国債証券</b>をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、</p>

をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

#### 第4条 (略)

##### (保護預り口座の設定)

第4条の2 国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の債券取引口座設定申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 債券取引口座設定申込書に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

<旧第5条 削除>

<旧第6条 削除>

同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

#### 第4条 (同左)

##### (保護預り口座の設定)

第4条の2 国債証券等及び外国国債証券については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の債券取引口座設定申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 債券取引口座設定申込書に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

##### (契約期間等)

第5条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

なお、継続後も同様とします。

##### (手数料)

第6条 この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年当金庫所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に受渡日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

- 3 契約期間中に解約があった場合又は保護預り証券のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日まで

<p>(預入れ及び返還)</p> <p><b>第5条</b> 国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当金庫が第8条により保護預り証券の償還金を受け取る場合</p> <p>③ (略)</p> <p>(抽せん償還)</p> <p><b>第7条</b> 混合保管中の保護預り証券が抽せん償還に当せんした場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p><b>第9条</b> 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。</p> <p>① (略)</p> <p>② 第7条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額</p>	<p>での手数料を月割計算により返戻します。</p> <p><b>4</b> 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る保護預り証券の償還金(第9条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)、利金又は買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとします。</p> <p>(預入れ及び返還)</p> <p><b>第7条</b> 国債証券等及び外国国債証券を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等及び外国国債証券の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p><b>第8条</b> (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 当金庫が第10条により保護預り証券の償還金を受け取る場合</p> <p>③ (同左)</p> <p>(抽選償還)</p> <p><b>第9条</b> 混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p> <p><b>第10条</b> (同左)</p> <p>(連絡事項)</p> <p><b>第11条</b> 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 第9条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額</p>
--	---

2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の証券国際部（資金管理担当）に直接ご連絡ください。

3 (略)

4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(成年後見人等の届出)

第10条 (略)

(届出事項の変更手続き)

第11条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 (略)

2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3 (同左)

4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(成年後見人等の届出)

第12条 (同左)

(届出事項の変更手続き)

第13条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等及び外国国債証券の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 (同左)

(解約等)

**第12条** この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の**印章**により**記名押印**してご提出し、保護預り証券をお引取りください。 <以下、削除>

2～3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。 <以下、削除>

<旧① 削除>

- ① お客様について相続の開始があったとき
- ② お客様等がこの規定に違反したとき

<旧④ 削除>

③～⑤ (略)

<旧第5項、旧第6項 削除>

**5** 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

- ① (略)
- ② 保護預り証券のうち**原状**による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を

(解約等)

**第14条** この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の**印章** (又は署名) により**記名押印** (又は署名) してご提出し、保護預り証券をお引取りください。 **第5条** によるお客様からのお申し出により**契約が更新されないときも同様とします。**

2～3 (同左)

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。 **第5条** による当金庫からの申し出により**契約が更新されないときも同様とします。**

- ① お客様が手数料を支払わないとき
- ② お客様について相続の開始があったとき
- ③ お客様等がこの規定に違反したとき
- ④ お客様が第21条に定めるこの規定の**変更**に同意しないとき

⑤～⑦ (同左)

**5** 前項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

**6** 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

**7** 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

- ① (同左)
- ② 保護預り証券のうち**現状**による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を

行います。

**第13条～第15条** (略)

(免責事項)

**第16条** 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① **第11条**第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された**印影**を届出の**印鑑**と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて**国債証券等**の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された**印影**が届出の**印鑑**と相違するため、**国債証券等**を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、**国債証券等**の預入れ又は保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は**第8条**による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ **第13条**の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

**第17条** 社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる**国債証券等**のうち、当金庫がお客様からお預りしている**国債証券等**であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設の

行います。

**第15条～第17条** (同左)

(免責事項)

**第18条** 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① **第13条**第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された**印影(又は署名)**を届出の**印鑑(又は署名鑑)**と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて**国債証券等及び外国国債証券**の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された**印影(又は署名)**が届出の**印鑑(又は署名鑑)**と相違するため、**国債証券等及び外国国債証券**を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、**国債証券等及び外国国債証券**の預入れ又は保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は**第10条**による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ **第15条**の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

**第19条** 社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる**国債証券等及び外国国債証券**のうち、当金庫がお客様からお預りしている**国債証券等及び外国国債証券**であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同

お申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

**第18条** 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例地方債又は特例特別法人債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

①～⑤ (略)

(この規定の変更)

**第19条** この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2020年4月1日現在  
京都信用金庫

制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

**第20条** 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例地方債、特例特別法人債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

①～⑤ (同左)

(規定の変更)

**第21条** この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

2016年1月1日現在  
京都信用金庫

**「京都信用金庫 振替決済口座管理規定」 新旧対照表**

(網掛部分変更)

新	旧
<p>(この規定の趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために<b>定めるものとします。</b></p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p><b>第3条</b> 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「債券取引口座設定申込書」により<b>お申し込みいただきます。</b>その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第3条の2～第3条の3</b> (略)</p> <p align="center"><b>&lt;旧第4条 削除&gt;</b></p> <p align="center"><b>&lt;旧第5条 削除&gt;</b></p>	<p>(この規定の趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために<b>定めるものです。</b></p> <p><b>第2条</b> (同左)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p><b>第3条</b> 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「債券取引口座設定申込書」により<b>お申し込みいただきます。</b>その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2～3 (同左)</p> <p><b>第3条の2～第3条の3</b> (同左)</p> <p align="center"><b>(契約期間等)</b></p> <p><b>第4条</b> この契約の当初契約期間は、契約日から<b>最初に到来する3月末日までとします。</b></p> <p><b>2</b> この契約は、お客様又は当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。</p> <p align="center"><b>なお、継続後も同様とします。</b></p> <p align="center"><b>(手数料)</b></p> <p><b>第5条</b> この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年当金庫所定の日、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ<b>充当するものとします。</b></p> <p align="center"><b>なお、当初契約期間の手数料は、契約時に受渡日の属する月を1か月としてその月から月</b></p>

<p><b>第4条～第7条</b> (略)</p> <p><b>(元利金の代理受領等)</b></p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当金庫に<b>振替決済口座</b>を開設している他のお客様に配分することができます。</p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b></p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて<b>行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の証券国際部(資金管理担当)に直接ご連絡ください。</b></p> <p>3 (略)</p> <p>4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみ</p>	<p><b>割計算によりお支払いください。</b></p> <p>2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振込国債の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。</p> <p>4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る振込国債の償還金、利子又は買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとします。</p> <p><b>第6条～第9条</b> (同左)</p> <p><b>(償還金等の受入れ等)</b></p> <p><b>第10条</b> (同左)</p> <p>2 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当金庫に<b>預金口座</b>を開設している他のお客様に配分することができます。</p> <p><b>(連絡事項)</b></p> <p><b>第11条</b> (同左)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて<b>行います。</b></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項</p>
---	--

なされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下、本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

#### 第10条 （略）

##### （届出事項の変更手続き）

**第11条** 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 （略）

##### （当金庫の連帯保証義務）

**第12条** 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取

（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下、本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

#### 第12条 （同左）

##### （届出事項の変更手続き）

**第13条** 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 （同左）

##### （連帯保証義務）

**第14条** 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者

得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務

- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務
- ③ (略)

(解約等)

**第13条** この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。

<以下、削除>

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。 <以下、削除>

<旧① 削除>

- ① お客様について相続の開始があったとき  
② お客様等がこの規定に違反したとき

<旧④ 削除>

③～⑤ (略)

<旧第3項 削除>

のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務

- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務
- ③ (同左)

(解約等)

**第15条** この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様が手数料を支払わないとき

② お客様について相続の開始があったとき

③ お客様等がこの規定に違反したとき

④ お客様が第18条に定めるこの規定の変更  
に同意しないとき

⑤～⑦ (同左)

3 前項による振込国債の振替手続きが遅延し

<旧第4項 削除>

- 3 第2項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第14条 (略)

(免責事項)

第15条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第11条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ (略)
- ⑤ 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第8条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第14条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

たときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第5条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

- 4 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第5条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

- 5 第2項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替決済国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第16条 (同左)

(免責事項)

第17条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第13条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ (同左)
- ⑤ 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第16条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

<p><b>(この規定の変更)</b></p> <p><b>第16条</b> この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日現在 京都信用金庫</p>	<p><b>(規定の変更)</b></p> <p><b>第18条</b> この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">2016年1月1日現在 京都信用金庫</p>
--	---

以上